

1/22 新型コロナウイルス対策本部・内閣・厚労・法務部会 合同会議
においていただいた御指摘について

積極的疫学調査に係る罰則の「正当な理由」について、例えば記者が取材源の秘匿をするために回答しなかった場合はこれに当たるのか。

- 刑事罰の適用については、実際に事案が発生した際に、刑事訴訟法等の刑事手続法に則り、捜査及び裁判の過程で判断されることになるため、一概にはお答えできない。
- その上で、基本的な考え方として、積極的疫学調査において、仮に対象者が調査期間内に取材を行っていたとして、取材の内容（取材メモや内容の録音）や、取材目的であったことの回答を求めるものではない。
- 調査対象期間中に特定の人物と面会して取材をしていたこと自体を秘匿する必要があることも考えられるが、調査を行う職員については、感染症法と地方公務員法において守秘義務が課せられており、法制上、回答で取得した個人情報についての保護が確保されており、取材源を秘匿することが「正当な理由」に当たるか否かについては、個別のケースにおいて、患者等の個人の権利利益と感染症の予防・まん延防止という公共の利益を考慮して、正当な理由と言えるかどうか、判断することになると考えられる。

複数自治体からの聞き取り結果

<入院>

- ・ご高齢の方が病院にこれまでかかったことがない（病院嫌い）からと入院拒否したり、若者が病室にバス・トイレがないからと入院拒否した事例があった。
- ・調整した入院勧告を拒否した方や、調整前から拒否している方が少数ながら最近出ている。
- ・入院中にタバコが吸えない、外出できないことに我慢できない、WIFIが使えないといった理由から入院拒否した事例があった。
- ・80代・疾患のある高齢者に入院勧告をしたが拒否された事例があった。
- ・症状がある患者を病院へ搬送したものの、病院に到着後入院を拒否し、自宅療養となった事例があった。この方は、当初、ペットがいるから入院はできないと拒否していたが、ペットの預け先が見つかったため、渋々病院に行くことを了承したという経緯があった。

<積極的疫学調査>

- ・調査時に接触者を話さずに隠す、働いていても無職と言ったり、店舗への出入りを言わないといったことが周囲の方への聞き取りから判明した事例があった。
- ・過去の行動歴を全く話さない者がまれにいる。
- ・接触者名を言いたくないと拒否。5日以上経過し濃厚接触者本人から保健所に電話ありようやく判明。判明後に症状悪化し、救急搬送先で死亡した事例があった。

<宿泊療養・自宅療養>

聞き取り結果

- ・宿泊療養を拒否する方は増加傾向。
- ・タバコが吸えない、外出できないことに我慢できないといった理由から拒否する事例があった。
- ・ホテルで療養していた患者がホテルを勝手に抜け出した事例があった。
- ・家族から「出かけています」との報告があったり、注意しても従わない事例があった。
- ・患者とは最初の連絡は取れたが、以後、電話に出なくなったので、就業制限などのことを記載した手紙を本人の実家に送り、連絡を求めたが、本人からは、何ら連絡がなかった事例があった。
- ・電話に出ず、訪問してからようやく連絡が取れるという事例があった。